

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日会社A工場内において、産業廃棄物の仕分け作業を行っていたところ、他の作業員が重機で産業廃棄物を挟んだ際にその廃棄物が請求人の左膝に当たり負傷した。請求人は、同月○日B整形外科に受診し「左膝内側側副靱帯損傷」と診断され、治療を継続した結果、平成○年○月○日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 医証及び請求人の自訴から、請求人に残存する障害として検討すべきものは、

①左膝関節の機能障害（可動域制限）、②左膝の神経症状であると認められる。

(2) 左膝関節の機能障害については、C医師作成の平成○年○月○日付け診断書の測定結果から、関節運動範囲は健側の3／4以下に制限されていないことが認められる。また、D医師作成の平成○年○月○日付け障害の状態に関する意見書（以下「意見書」という。）の測定結果でも健側と同範囲である。いずれの結果も、左膝関節運動範囲は健側の3／4以下に制限されておらず、機能障害は認められないと判断する。

(3) 次に左膝の神経症状について、請求人は、「左膝の内側が常時痛い。座って立ち上がる時に痛みを感じる。」と自訴するので、以下検討する。

C医師作成の診断書の測定結果では、左膝関節外反動揺性が認められるとしている。D医師は意見書において、要旨、「平成○年○月撮影のX線像と同年○月○日撮影のMRI像のいずれにおいても骨傷はない。内反動揺性が疑われる。障害等級第14級の9（局部に神経症状を残すもの）に相当。」と述べている。

(4) 当審査会において、請求人の主張を踏まえ医証等関係資料を精査したところ、

C医師及びD医師の意見は妥当であると判断するので、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。